

## ◇ 令和8年度 保育所利用申請について

	4月		5月以降
	一次申請	二次申請	
申請締切日	令和7年11月6日（木） (郵送の場合) <u>消印有効</u>	令和8年2月10日（火） (郵送の場合) <u>必着</u>	利用開始前月10日 (10日が土日祝日の場合は前倒し) (郵送の場合) <u>必着</u>
申請方法	オンライン・郵送	オンライン・郵送・窓口	
提出先	〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター宛	〒226-0013 横浜市緑区寺山町118 緑区こども家庭支援課 保育担当宛	
結果通知	令和8年2月上旬まで (郵送)	令和8年3月10日（火）前後 (郵送)	利用開始前月の21日以降 (郵送・内定者には別途電話連絡)
窓口申請が必要な場合	<p>以下に該当する場合は、必ず窓口で申請をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>個別に支援を必要とするお子さんの場合</u> 申請に先立って、窓口で事前相談を受け付けています。今後の手続きの流れ等をご説明します。</li> <li>・<u>横浜市外への転出予定はないが、横浜市外の保育所等の利用を希望する場合</u> 必要書類等を該当市区町村に確認のうえ、該当市区町村が設定する締切日の1週間前までにご提出ください。</li> </ul>		

※ オンライン申請は締切日の23時59分までに受け付けられている必要があります。

※ 4月二次申請以降については、より細かいご案内ができる窓口申請を推奨しています。

★ 育児休業給付金の手続きについては、区役所では一切ご案内できませんので、勤務先の担当者またはハローワークにお問い合わせください。申請書類の写しはお渡できません。必要な方は提出前にコピーを取り保管してください。オンライン申請の場合には控えのダウンロードをしてください。

## ◇ 保育所申請に関する注意事項

- 申請前に原則、希望する施設を見学し、延長保育・土曜保育の利用方法、車の送迎の可否、アレルギーや食事制限がある場合の対応等について確認してください。
- 保留になった場合、利用申請は年度内（令和9年3月入所まで）有効です。
- 転園申請が成立した場合、元の園に戻れません。

### ●個別に支援を必要とするお子さんについて

障害や重いアレルギー、発育・発達に心配がある、医療的ケアを必要とするお子さんの申請は事前相談が必要です。希望保育施設への見学も必要となります。施設に見学の予約をし、お子さんをお連れの上、ご見学ください。

また、申請書にお子さんの状況をできるだけ詳しくご記入ください。申請いただいた内容についてソーシャルワーカーからご連絡させていただく場合があります。

万が一、事前のご相談や申請書への記入がない場合、決定後であっても保育施設を利用できなくなることがありますので、必ず申請前にご相談ください。

## ◇ 4月一次申請の注意事項

- 書類の一部が間に合わない場合でも、令和7年11月6日（木）（消印有効）までにそろった書類を先にお送りください。（郵送の場合、**A**給付認定申請書、**B**利用申請書、**D**マイナンバー記入用紙は必須。）期限以降に提出があった場合、一次申請の対象外となります。
- **A**給付認定申請書、**B**利用申請書、**D**マイナンバー記入用紙以外の不足書類は令和7年11月28日（金）（消印有効）まで受け付けます。
- 令和7年12月～令和8年3月利用開始で保育所等が内定し、その保育所等を利用する場合、令和8年4月一次の申請は取下げとなります。
- 4月一次利用調整の結果、内定した保育所等を辞退された場合、原則、二次利用申請はできません。次回申請が可能になるのは、令和8年5月利用開始分からとなります。
- 4月一次申請に限り、出生前のお子様の利用申請が可能です。その場合、出生後14日以内に「出生後届出書」の提出が必要です。

### ★希望園の追加、順位変更

11月28日（金）（消印有効）までに、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を区役所に提出

### ★園の取下

区役所に電話連絡の上、12月26日（金）（必着）までに、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を区役所に提出

### ★きょうだい同時に申請する場合

郵送の場合、一つの封筒に申請書類を同封して申請できます。

## ◇ 4月一次できょうだいが別園に決定した場合

一次利用調整できょうだいが別々の保育所等に利用決定となった方で、きょうだいを同じ園にそろえることを希望される場合は、二次利用調整から転園申請することができます。

申請はお住まいの区役所こども家庭支援課に改めて「申請書類一式」（保育所等所利用案内16～19ページ参照）の提出が必要です。

一次利用調整の結果通知から二次利用調整の申請締め切りまで期間が短いため、ご注意ください。

## ◇ お問合せ先

緑区こども家庭支援課 保育担当（1階13番窓口）  
電話 045-930-2331 FAX 045-930-2435